

社長のための勉強

令和2年5月15日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

新型コロナウイルス対策で株主総会延期

日本の多くの企業が株主総会を、事業年度終了後3カ月以内に開催しており、上場会社の多くは3月決算法人ですので6月後半が株主総会開催のピークになります。

新型コロナウイルス対策の自粛要請の影響で、各社が株主総会への対応に苦慮しています。

法務省も、新型コロナウイルス対策のために株主総会を延期することについては、法的に何ら問題はないという見解を示しています。ですから無理にリスクをとって株主総会を開催する必要は無く、状況に応じて延期するのが良いと思われます。

通常通り開催するのであれば、議事短縮・消毒除菌の徹底・出席株主に検温を求めるなど様々な感染症対策をとる必要があります。

株主総会を延期する場合には、会社法上改めて基準日を定め、基準日の2週間前までに公告を行う必要があります。

また、株主が株主総会の場にいなくてもインターネット等で遠隔地から参加出席が可能な株主総会（ハイブリッド型バーチャル株主総会）も法的・実務的に整備が進められています。

株主総会を延期する・しない、どちらの場合でも慎重に対応することが大切です。



郵送ではなく e-mail での配信を希望される方はご連絡ください